

令和7年度 高森台小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。さらに、いじめのうち、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずる疑いがあると認めるときなどは重大事態として扱う。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめの認知については、いじめ防止対策推進法に基づいて設置した「いじめ・不登校対策委員会」を活用し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1)「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートをもとに、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「高森台小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ いじめ等に関する情報があれば、打ち合わせなどの機会を利用して報告し、教職員の共通理解として情報を共有し、教職員で見守る体制をとる。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学年通信やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を随時、発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 全校体制でわかる授業づくりとSST（ソーシャルスキルトレーニング）『もりもりタイム』の取組を中核にして、互いに認め合える人間関係づくりの素地を養うとともに、児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む学級づくりに努める
- イ 『なかよしウォークラリー』等の異学年集団活動を通じて、集団の一員としての自覚と自信を身に付け、共に成長していく人間関係を育成する。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめ・教育相談アンケートや、教育相談を定期的実施（年2回）したり、教育活動全般において、何気ない会話の中などにおいて児童の様子に配ったりして、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 心の相談室の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと情報を密にし、担任と情報共有するなどし、早期発見・早期対応に心がける。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、組織的に事実関係を把握する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援など、問題の解消まで行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、春日井市教育委員会と連携を図り、必要に応じて警察署や法務局等と相談して対処する。

4 いじめの重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、別紙「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 事実関係を確認し、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。また、いじめられた児童およびいじめた児童に対して状況に合わせた継続的なケアを行う。

- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は「いじめ・不登校対策委員会」を開催して、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「高森台小学校いじめ基本方針」を保護者へ知らせるとともに、ホームページに掲載する。
- (3) いじめ・不登校対策委員会を開催した場合は、議事録を残し現状の把握と教職員の共通理解のもと、今後の継続した対応に活用する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

